

事務連絡
令和5年5月1日

各都道府県 医療計画主管課 御中
介護保険事業支援計画主管課

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局介護保険計画課

第8次医療計画及び第9期介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関からの転換意向の把握について

令和5年度は第8次医療計画及び第9期介護保険事業（支援）計画作成が同時に検討される年度であり、引き続き、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画における整合性を確保することが重要であり、医療療養病床を有する医療機関から介護保険施設等への転換意向を把握する必要がある。

また、各都道府県の医療部局と介護部局の密接な連携の下、転換意向調査を実施し、医療機関における転換の意向等を把握した上で、都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による協議の場（「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な指針」（平成26年厚生労働省告示第354号）第2の二の1の協議の場をいう。）において議論することにより療養病床からの転換の見込量を設定することが重要である。

各都道府県の医療部局及び介護部局においては、このような趣旨を御理解の下、転換意向を把握することについて御協力をお願いしたい。

なお、介護療養型医療施設の設置期限は2024年3月31日とされており、厚生労働省委託事業「介護医療院開設移行状況把握及び研修等事業」において、介護療養型医療施設の移行予定等が把握されているため、今回の転換意向の把握については、介護療養型医療施設を対象外とする。

おって、第8次医療計画と第9期介護保険事業（支援）計画の整合性の確保については、別途通知する予定である。

記

（1）調査対象

各都道府県に所在する「2023年4月1日時点で次の入院基本料を算定している病床を有する医療機関」を対象とする。

- ・療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1・2
- ・療養病棟入院基本料（経過措置療養病棟入院基本料注11に規定される点数）
- ・療養病棟入院基本料 特別入院基本料
- ・有床診療所療養病床入院基本料

なお、4月1日以降、調査対象以外の施設に転換した医療機関、廃止した医療機関は調査対象外とする。

(2) 調査内容

別添調査票のとおり。全国集計するため、別添調査票の内容は必ず調査されたい。

調査対象となる医療機関への調査票の送付は、対象医療機関が所在する都道府県の医療部局より実施いただきたい。

また、調査への回答に当たっての留意事項として調査票の送付と併せて調査対象医療機関及び施設に周知すべき内容は次のとおり。

- ・ 調査結果を厚生労働省、都道府県、市町村に情報提供すること。
- ・ 現時点の状況を把握するものであるが、調査結果に基づき、各市町村は第9期介護保険事業計画のサービス見込量や介護保険料を設定することに留意すること。
- ・ 医療療養病床に係る看護師等の員数等に係る経過措置の有効期限は、令和6年3月31日までとなっており、令和6年3月31日の経過措置の有効期限に向けた対応が必要な医療機関に対して、病床転換助成事業及び病床機能再編支援事業の活用について検討を促すとともに、当該医療機関からの相談等にご協力いただきたい。

(3) 調査結果の提出期限

令和5年6月16日までに厚生労働省（下の「提出先」アドレス）に提出する。

(4) 調査結果の情報提供

令和5年6月16日までに厚生労働省に提出いただいた調査結果について、都道府県をまたぐ利用状況も含めて集計し、6月中に各都道府県へ情報提供するため、管内市町村保険者に提供されたい。

【提出先】

厚生労働省老健局介護保険計画課計画係

Tel:03-5253-1111 内線 2175

Mail : 8kikaigo@mhlw. go. jp